

令和05年度		見附市森林現況解析業務委託 設計書		調査	
委託番号		施工地		設計	計
農委第1号		見附市全域			
		実施・元		変更	
設 計 計	額	円	円	円	円
契 約 領 (内消費税額)	(円	円)	(円)
委託・履行日数	委託日数 又は 完成期限	06年 02月 29日	日間	日間(付与日数 完成期限	日間)
実 施 (元)	森林現況解析業務 (民有林) 計画準備・資料収集 N=1式 新潟県森林クリエイティブの整理・調整 N=1式 森林未整備範囲のデータ抽出 N=1式 山地災害危険地区等のデータ抽出 N=1式 解析図書の作成 N=1式 打合せ協議 N=1式	変更 設計概要	変更 設計概要	年 月 日	年 月 日

見附市森林現況解析業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、見附市(以下、発注者という)が発注する「見附市森林現況解析業務委託」(以下、「本業務」という)に適用し、本業務を実施するにあたり受注者が遵守する事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2条 (目的)

本業務は、新潟県森林クラウド(GIS)データ等を活用し、各種森林情報に関するデータ抽出・解析等の机上調査を行うことにより、森林未整備箇所、危険地等の現状を把握し、今後の森林整備の基本方針検討に向けた資料を作成する。

第3条 (準拠する法令等)

本業務は、下記の関係法令・規程・要領等について準拠して実施することとする。

- (1) 森林法(昭和26年 法律第249号、令和2年法律第41号一部を改正)
- (2) 森林法施行規則(昭和26年 農林省令第54号、令和2年省令第83号一部を改正)
- (3) 森林経営管理法(平成31年4月1日 施行)
- (4) 森林経営管理法施行規則(平成31年4月1日 施行)
- (5) 見附市個人情報保護条例
- (6) 見附市財務規則
- (7) その他関係法令、規定、通達

第4条 (疑義の協議)

受注者は本仕様書並びに関係法令等に基づいて業務を実施するが、やむを得ず疑義が生じた場合は、発注者と充分に協議の上、発注者の指示のもとで作業を進めるものとする。

第5条 (提出書類の承認及び変更)

本業務を履行するにあたり、受注者は、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとし、これらを変更しようとする場合も同様とする。

なお、提出書類について虚偽記載がある場合や受注者都合の理由で提出ができない場合は、発注者は受注者との契約を解除するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 委託業務工程表
- (3) 配置技術者届・経歴書・資格証書・在籍証明書
- (4) 情報管理に関する法人登録資格証明書
- (5) その他、発注者が必要と認めた書類

第 6 条 (主任技術者等)

受注者は、本業務委託に従事する主任技術者を定め、書面ともってその氏名を発注者に通知しなければならない。尚、主任技術者は、受注者に在籍する測量士の資格を有する者とし、作業体制の中には、受注者に在籍する空間情報総括監理技術者の資格を有する者を含めること。

第 7 条 (関係官公署との事務手続き)

本業務遂行のために必要な関係官公署との事務手続きは、発注者との協議の上、発注者の指示の下、受注者は速やかに処理するものとする。

第 8 条 (損害賠償)

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に何かしらの損害を与えた場合、受注者は直ちに発注者に状況報告し、発注者の指示に従い、速やかに受注者の責任において対処するものとする。

第 9 条 (守秘義務)

受注者は本業務の遂行上、知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。また、受注者は、本業務で取り扱う全てのデータ及び資料を、JISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)又はJISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録がなされている事業所内で取り扱うこととする。

第 10 条 (工 期)

本業務の工期は契約締結日から令和6年 2月 29 日までとするが、工期途中で成果品の一部提出を発注者より求められた場合は、これに応じなければならない。

第 11 条 (貸与資料)

本業務実施にあたり、必要な資料を貸与するが、受注者は充分注意を払い貸与中の取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

ただし、新潟県森林クラウド(GIS)の見附市分データについては、クラウドシステム運用事業者を通して提供するが、そのデータ抽出費は、本業務の経費に含むものとする。

- (1) 新潟県森林クラウド(GIS)及び林地台帳に係る関連情報
- (2) 甲乙の協議により、本業務に必要とされるその他資料

第 2 章 業務内容

第 12 条 (委託場所)

本業務の委託場所は、見附市全域(森林面積:2,793ha)とする。

第 13 条 (業務内容)

本業務の作業項目とその内容を、以下に定めるものとする。

- (1) 計画準備・資料収集

本業務に必要な図書・データ類を調査・収集するものとする。

(2) 新潟県森林クラウド見附市データの整理・調整

新潟県が所有する森林クラウド(GIS)のデータより、見附市に関する森林情報(森林簿・森林計画図・路網情報・森林経営計画・造林補助金・山地災害危険箇所)等の各種データの整理・調整を行い、調査用のデータを整備するものとする。

また、新潟県が指定する土砂災害警戒区域等データ及び見附市航空写真デジタルオルソ画像データについても整理・調整を行うものとする。

(3) 森林未整備範囲のデータ抽出

森林未整備範囲の設定においては、最終施業実施年が 2022 年度(令和 4 年度)より以前の 10 年間で、いずれの施業も実施されていない私有林(人工林)区域を森林未整備範囲とし、設定条件別にデータを抽出するものとする。

なお、設定条件及び様式については甲乙の協議により決定するものとする。

(4) 山地災害危険地区等のデータ抽出

山地災害危険地区・土砂災害警戒区域等のエリアと森林簿・森林計画図を重合してデータ抽出・解析により危険地区等の範囲の設定を行い、対象となる森林簿情報等の抽出を行うものとする。

なお、設定条件及び様式については甲乙の協議により決定するものとする。

(5) 解析図書の作成

上記項目について、抽出・解析調査により把握できる森林情報について、各種調査における施業単位の着色区分図・写真図等を整理し、森林の現況を可視化できる解析図書作成、森林整備に向けた優先度評価等を実施する。

なお、設定条件及び様式については甲乙の協議により決定するものとする。

(6) 打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時1回、中間成果報告時1回、成果納入時1回の計3回を標準として行うものとし、打合せ内容については相互確認を行うものとする。

なお、疑義や課題の発生もしくは確認協議が必要な場合は、その都度、対応すること。

第 3 章 成果品

第 14 条 (検査及び成果品の瑕疵)

成果品納入の際に、発注者の検査を受け、不備な点があった場合は速やかに訂正・修正の処理をしなければならない。また、成果納入後においても誤りや不良が発見された場合は、受注者の負担において速やかに修正し、再提出しなければならない。

第 15 条 (成果品)

本作業の成果品は、下記のとおりとする。

(1) 森林未整備及び危険地情報 解析図面	1式
(2) 森林未整備及び危険地情報 解析リスト	1式
(3) 打合せ議事録	1式
(4) 業務報告書(各種図書及び電子データ格納)	1式
(5) その他、協議の上、必要と認められるもの	1式

第 16 条（成果品の帰属及び資料の保管）

本業務で納入された成果品は、すべて発注者に所有権利があり、発注者の許可なく外部に貸与、使用又は公表することを禁ずる。また、各種データ関係については、そのバックアップデータを受注者が優良な管理の下で保管するものとし、発注者からの依頼があった場合には速やかに提示するものとする。

第 17 条（納入場所）

本業務の成果品納入場所は、見附市役所 農林創生課 とする。

測量業務委託工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

頁0-0001

測量業務委託 費目・工種明細など	規格 1・規格 2	規格 1・規格 2			単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
		機上調査・解析	機上調査・解析	機上調査・解析				
計画準備・資料収集					一式			
新潟県森林クラド見附市データの整理・調整					式		1	
森林未整備範囲のデータ抽出					式		1	
山地災害危険地区等のデータ抽出					式		1	
解析図書の作成					式		1	
打合せ					式			
打合せ協議					式			
打合せ					式		1	
打合せ協議					一式			
直接作業費					式			
直接費								
測量諸経費								

05-実施-委託-0000-当初

測量業務委託工事數量總括表

規格1・規格2
板設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。
費目・工種明細など